



# 外国出願戦略セミナー

～セミナーの会場から～

経済成長著しい新興国で事業展開を図る企業が増えていますが、同地域では技術・製品の模倣被害も頻発しており、あらかじめ現地の特許権や商標権を取得し、ガードを固めることが不可欠です。今回は、外国出願の基礎知識と効果的な出願方法について解説するセミナーの概要をご紹介します。

## 1.特許出願ルートについて

国内出願はわが国の特許庁が唯一の窓口であるのは誰もが知っていることですが、外国出願の場合、出願ルートが複数存在します。主なものは次の二つです。

- ①パリ条約に基づき国内出願から1年以内に希望国へ直接出願する「パリルート」
- ②特許協力条約(PCT)制度を利用し希望国を指定して国際出願する「PCTルート」

パリルートのメリットは、外国でも国内出願日が適用されることにあります。つまり、仮に国内出願をした後に、他の誰かが同じ内容で現地特許庁へ出願したような場合であっても、1年以内であれば自分の方が優先されます。ただし、複数の国へ出願する場合は、国ごとに出願書類を翻訳・作成し、進行管理を行うなど、手間がかかるというデメリットがあります。

PCTルートのメリットは、わが国の特許庁へ日本語の書類で出願すれば、希望国への出願も同時に完了したとみなされるという簡便さにあります。ただし、実際に権利を取得するには希望国において指定言語で作成した書類を提出し、実体審査を受ける「国内移行手続」を30か月以内に行う必要があります。また、独自の制度として、出願者の発明に関する国際調査報告書が作成されるとともに、希望により予備審査を受けることもできます。

なお、欧州に関し、欧州特許条約(EPC)加盟国であれば、パリルート又はPCTルートいずれの方法でも、欧州特許庁(EPO)という統一された窓口への出願が可能であり、特許権の効果は出願人が指定した全地域に及びます。言語は英語、ドイツ語、フランス語の中から一つを選択します。

## 2.費用を考慮した出願方法について

パリルートは、上で述べたように、各国ごとに書類を翻訳し、現地特許庁に直接出願する必要がありますが、出願先が1、2か国程度と少なく、また、あらかじめ決まっている場合は費用・労力ともに低く抑えられることが多くあります。

PCTルートは、出願手数料が高くなりますが、自社の事業展開や調査報告書が示す権利の取得可能性などを見ながら、30か月という長期にわたりどの国で特許権を取得するか戦略を練ることができます。

また、米国など一部の国では中小企業であることを出願時に宣言すれば手数料を減免する制度もあります。

このように、外国への効果的な出願方法はケースにより異なりますので、知的財産総合センターで専門家による無料相談をご利用ください。また、同センターでは外国出願費用に対する助成事業を実施しておりますが、パリルート及びPCTルートいずれも、経費の2分の1を助成していますので、こちらも積極的に活用してください。

(知財戦略アドバイザー: 笹原治男)

**知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。**  
中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております(無料・予約制)

TEL:03-3832-3656

[公社トップページ](#)



[知的財産](#)